

# Takken News



国内最大の不動産ネットワーク  
宅建協会

No.173  
2019夏

島津義弘公没後400年記念・日本ユネスコ協会連盟プロジェクト未来遺産2018登録

## 始良市加治木町 くも合戦大会



## 表紙写真



### 「くも合戦」

毎年6月第3日曜日に始良市加治木福祉センターで開催される「くも合戦大会」は、島津義弘公が文禄・慶長の役（豊臣秀吉の朝鮮出兵、1592年～1598年）に参戦し、その陣中で兵士を元気づけるためにメスのコガネグモを集めて戦わせたのが始まりとされており、400年以上続く伝統行事です。

全国的にも珍しい習俗となっている「くも合戦」、くも合戦保存会は、地元の教育機関と連携し、子どもたちと行うクモ採集や「出前くも合戦大会」などを通じて次世代への継承に努め、大会後はクモを元の生息場所へ戻すなど、クモの生態・生息地に配慮しながら伝統文化の保全・継承と関連させた環境保全活動が同時に進められています。

平成8年に国の選択無形民俗文化財に選択され、昨年12月に日本ユネスコ協会連盟から、100年後の子どもたちに長い歴史と伝統のもとで豊かに培われてきた地域の文化・自然遺産を伝えるための「プロジェクト未来遺産2018」に認定されました。

今年6月16日に開催されたくも合戦大会は「島津義弘公没後400年」に当たり、また、「プロジェクト未来遺産2018」に登録されて初開催となる記念の大会でした。

県内外から集まった124名（372匹）の参加者が「少年の部」「大人の部」に分かれ、袴姿の行司が見守る中、ヒモシと呼ばれる長さ60cmの棒の上で熱い攻防戦を繰り広げました。観客らは手に汗を握り大きな歓声を上げていました。



photo 広報部 上野部員

### くも合戦大会の概要

くも合戦大会は、コガネグモの美しさを競う「優良グモの部」、相手のクモと対戦する「合戦の部」「王将戦の部」の3つの部門で構成されます。

#### 合戦の部

##### ①参加条件

1人必ず3匹のメスのコガネグモで申込むこと。

##### ②順位

1匹のクモは最大3回戦うことができ、負けた時点でそのクモは出場資格を失います。

3匹の勝ち数の合計で順位を決めます。

#### 王将戦の部

合戦の部で3戦全勝したクモが出場でき、トーナメント戦でチャンピオンを決めます。

#### 合戦の部・王将戦の部の勝敗

相手のお尻に糸をかけたクモの勝ち。

相手のお尻にかみついたクモの勝ち。

棒から垂れ下がった相手の糸を切り落としたクモの勝ち。

お互いに戦闘意欲がない場合は、行司の判断により引き分けとする。

## CONTENTS

総会	3	災害への備え、HPトピックス情報	10
全宅連等総会	4	統計情報	11
会議報告(理事会など)	5	支部だより	12～18
民法改正情報(保証制度の見直し)	6	主な会務報告	18
農地転用許可の取扱い	7	新入会員・退会会員、各種お知らせ	19
お知らせ・試験等の案内	8～9		

## 鹿児島県宅建協会 第8回定時総会

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会の定時総会が、令和元年5月28日午後1時から鹿児島サンロイヤルホテルにおいて開催されました。

出席正会員1,082名(資格審査時1,009名、有効な書面表決520名含む)。

三反園訓鹿児島県知事、桑鶴勉鹿児島県議会副議長、田之上耕三鹿児島県議会議員(自民党県議団宅地建物調査会会長)ほか多くのご来賓に出席いただきました。

吉田会長の挨拶、来賓を代表して三反園知事、外園県議会議員(代理 桑鶴県議会副議長)、田之上県議、保岡自民党鹿児島県ふるさと創生支部長より祝辞をいただいた後、三反園知事より役員歴15年以上の表彰状授与、吉田会長より会員歴40年の感謝状贈呈がありました。



吉田会長の挨拶

### 報告

- 1 平成30年度事業報告及び会務報告について
- 2 令和元年度事業計画について
- 3 令和元年度収支予算について

### 議案

- 第1号議案 平成30年度収支決算報告承認に関する件及び監査報告
- 第2号議案 定款一部改正に関する件

第1号議案は賛成多数で決議されました。

定款改正は、総正会員の3分の2以上の賛成が必要で非常にハードルが高く、今回の第2号議案について、採決の結果、賛成3分の2に僅かに足りず成立に至りませんでした。



三反園知事の祝辞



知事表彰(受賞者:新村理事)



外園県議会議員代理  
桑鶴県議会副議長



田之上自民党県議団  
宅地建物調査会会長



保岡自民党鹿児島県  
ふるさと創生支部長

今回の三反園知事の宅建協会総会出席及び表彰状授与は、鹿児島県ホームページの「ようこそ知事室」及び三反園知事のFacebookで紹介されました。

## 保証協会鹿児島本部 第8回定時総会

宅建協会総会終了後、同会場において(公社)全国宅地建物取引業保証協会鹿児島本部の定時総会が開催され、報告事項4件が報告されました。

### 報告

- 1 平成30年度事業報告及び会務報告について
- 2 平成30年度収支決算報告及び監査報告について
- 3 令和元年度事業計画について
- 4 令和元年度収支予算について



## 全宅連・全宅保証・全宅管理 理事会

6月27日（木）ホテルニューオータニ（東京）において、全宅連及び全宅保証の定時総会が開催されました。

坂本会長は「今年は参議院議員選挙や消費税増税も控えており、その反動が心配される。銀行の仲介業務参入については、他団体の協力も得て阻止活動を行い、片山さつき地方創生・規制改革担当大臣としては、銀行の仲介業務参入は規制緩和として取り上げられないとの言葉をいただいた。農地法関係では、一定条件を満たせば建築条件付で農地転用を伴う分譲が可能となった。また、民法改正については、取り決め内容がより充実されることになり、施行に向けてWEB上で広報するようにしている。ハトマークグループの共同宣伝、会員のための流通など、来年度事業計画に入れられるように専門家を加えて検討していきたい」と挨拶されました。

両協会とも「平成 30 年度事業報告」、「令和元年度事業計画」及び「令和元年度収支予算」が報告され、決議事項である「平成 30 年度決算」が賛成多数により承認されました。



## 全宅管理 定時総会

6月28日（金）ホテルニューオータニにおいて、全宅管理の定時総会が開催されました。

佐々木会長は「管理業は、国土交通省の『不動産業ビジョン 2030』にも重要事項として明記され、注目を集めている。そうした中で、本会のスローガン『住まう』に、寄りそう。』という大義の下、地域を熟知した我々会員が、資産の管理を通じて、命の管理、地域環境の管理をしっかりと行っていかなければならない」と挨拶されました。

「平成 30 年度事業報告」、「令和元年度事業計画」及び「令和元年度収支予算」が報告され、決議事項である「平成 30 年度決算」、「役員の一部選任及び補欠選任」が賛成多数により承認されました。



## 第1回理事会及び第1回幹事会

4月25日（木）宅建協会6階研修ホールにおいて、宅建協会理事会及び保証協会鹿児島本部幹事会を開催し、平成30年度の事業報告及び収支決算報告、第8回定時総会に関する件などが決議されました。

## 全宅連・全宅保証・全宅管理 理事会

5月31日（金）第一ホテル東京において、全宅連、全宅保証及び全宅管理の理事会が開催され、全宅連及び全宅保証の理事会は吉田会長が、全宅管理の理事会は永野常務理事がそれぞれ出席しました。

### 全宅連理事会

令和元年春の叙勲・褒章受章、入会促進策の進捗状況、平成31年4月1日現在の都道府県協会所属構成員数、組織基盤整備に係るアンケート調査結果、宅地建物取引健全育成事業の受託、社会資本整備審議会不動産部会「不動産産業ビジョン2030」策定などが報告されました。

その後、平成30年度の事業報告・決算報告、定時総会開催、定時総会における表彰実施などが決議されました。



### 全宅保証理事会

令和元年春の叙勲・褒章受章、入会促進策の進捗状況、宅地建物取引健全育成事業の委託、定款に基づく資格喪失者、会計監査人の任期満了に伴う再任などが報告されました。

その後、平成30年度の事業報告・決算報告、定時総会開催などが決議されました。

### 全宅管理理事会

平成30年度期末会員数、令和元年春の叙勲・褒章受章、賃貸住宅フェア2019in東京への出展、賃貸不動産経営管理士講習の申込状況などが報告されました。

その後、理事の一部選任及び補欠選任、平成30年度の事業報告・決算報告、定時総会開催などが決議されました。



## 鹿児島県テロ未然防止連絡協議会総会

6月5日（水）午後2時から鹿児島県警察本部大会議室において、鹿児島県テロ未然防止連絡協議会総会が開催され、富山常務理事及び永野常務理事が出席しました。

平成30年度活動経過報告、平成31年（令和元年）度活動計画、テロ未然防止に関する申し合わせ事項などが承認され、その後、下記の講話がありました。

- ①サイバー空間の脅威について
- ②DVD視聴「世界のテロ情勢と対策」
- ③国民体育大会等に向けた鹿児島県警察の取組について



## 民法（債権法）改正

来年4月から施行される改正民法（債権法）の中で、賃貸借契約にも関係のある**保証制度の見直し**を紹介します。

将来発生する不特定の債務について保証する契約を「根保証契約」といい、不動産の賃貸借における連帯保証がこれに当たります。保証人になる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するかがはっきりしないなど、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、個人（会社などの法人は含まれません）保証人保護のためのルールが設けられました。

### (1) 個人の根保証契約について（個人保証人保護のためのルール）

#### ①極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効 改正民法 465 条の 2

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は、「〇〇〇円」などと明瞭に定め、書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

（国土交通省HPでは、「極度額に関する参考資料」を公表しています。）

なお、改正民法 448 条 2 項により、主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重された時であっても、保証人の負担は加重されません。

#### ②特別の事情による保証の終了 改正民法 465 条の 4

個人が保証人になる根保証契約については、次の事情（元本確定事由）があったときは、その後発生する主債務は保証の対象外となります。

- ・債権者が保証人の財産について強制執行や担保権の実行を申し立てたとき
- ・保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
- ・主債務者又は保証人が死亡したとき

### (2) 情報提供義務の新設

#### ①主債務の履行状況に関する情報提供義務 改正民法 458 条の 2

保証人から貸借人（主債務者）の債務の履行状況につき確認があったときは、貸借人（債権者）は保証人にその内容を情報提供しなければなりません。

#### ②主債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務 改正民法 458 条の 3

個人が保証人である場合において、滞納家賃の支払いにつき分割払いとし、その履行を怠ったときには残額を一括して支払い、かつ、延滞損害金が発生する旨の合意がなされたケースなどでは、貸借人がその履行を怠ったとき、貸借人はその旨を保証人に通知等しておかないと、延滞損害金の請求ができなくなります。

#### ③保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務 改正民法 465 条の 10

（事業のために不動産を賃借する場合）

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、貸借人（主債務者）は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、次の情報を提供しなければなりません。

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報
- ③主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

主債務者が情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したため誤認をして保証人になった場合、保証人は保証契約を取り消すことができます。

このルールは、事業融資（貸金債務）の保証に限らず、事業用の不動産賃貸借契約の貸借人の債務について、個人に連帯保証人を依頼する場合にも適用されます。

# 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

宅地を造成し、住宅を建築した上で、土地及び建物を一体的に売却（いわゆる建売）する場合には、農地転用が認められていたものが、販売残余区画において自ら建売住宅を建設するなど一定要件を満たす場合には、建築条件付きで土地を売買するケースであっても転用が認められることとなりました。

## 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（抜粋）

### 3. 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。(2)において同じ。）と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- (2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- (3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

### 4. 農地転用許可申請

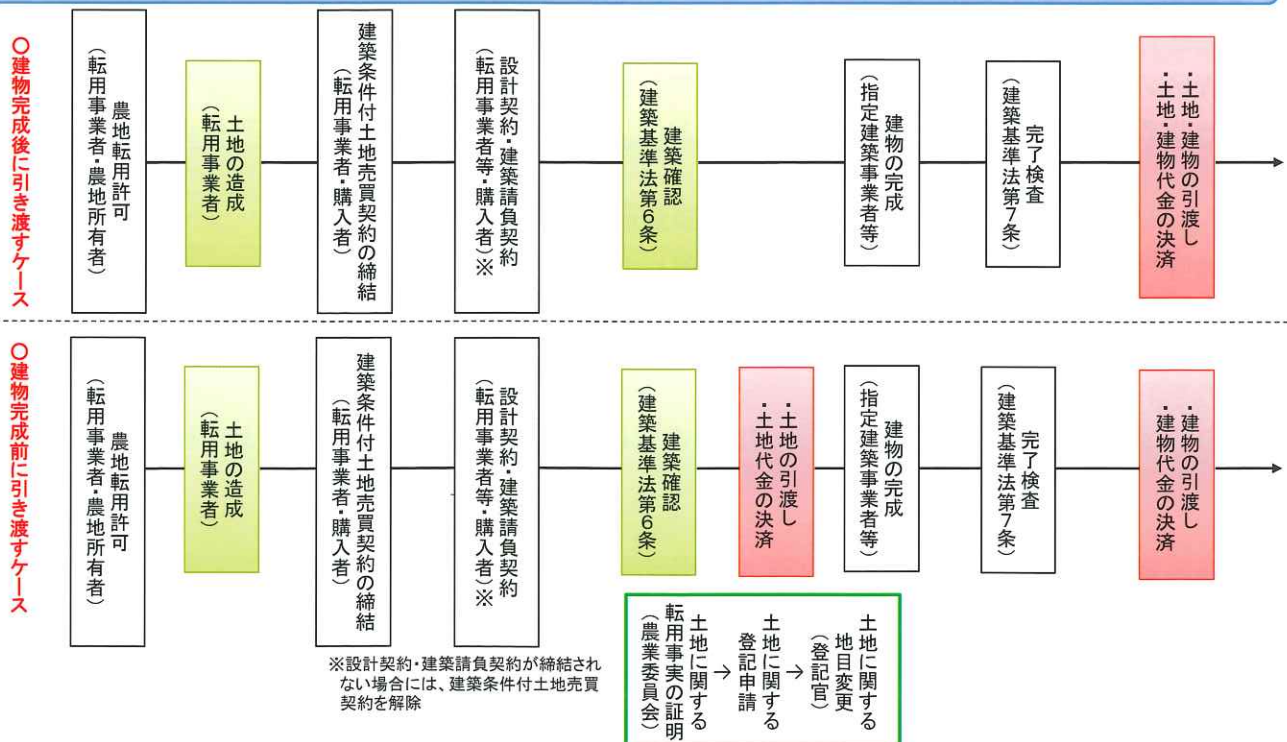
特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。
- (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。
  - ア 農地法施行規則第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資金及び信用があることを証する書面等（3の(3)の状況となった場合において必要となるものを含む。）
  - イ 農地法施行規則第30条第7号又は第57条の2第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

## 建築条件付土地売買の農地転用許可制度等の取扱いに係るフローチャート

（従前の取扱いと比較したメリット）

- 建築条件付土地売買により、購入者が選択できる建築業者（ハウスメーカー等）の幅が広がり、購入者の希望する設計が可能となる。
- 建物が完成していない時点での土地の引渡し及び地目変更が可能となることで、土地を担保に供しやすくなる。



## 次世代住宅ポイント制度

今年10月の消費税率引上げに係る負担軽減方策の一環として実施される「次世代住宅ポイント制度」について、ポイント発行申請の受付などが6月3日から開始されました。

次世代住宅ポイント制度の詳細は、次世代住宅ポイント事務局のホームページをご覧ください。

### 1. ポイント発行申請の受付開始

令和元年6月3日（月）より、ポイント発行申請の受付が開始されました。申請書等は次世代住宅ポイント事務局ホームページに公開されています。

申請は郵送または窓口にて受付を行います。

### 2. ポイント交換対象商品の公開開始

令和元年6月3日（月）より、ポイント交換対象となる商品が公開されました。次世代住宅ポイント事務局ホームページで確認できます。交換対象となる商品は、令和2年3月31日（予定）まで随時追加される予定です。

#### お問い合わせ先

次世代住宅ポイント事務局 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を含む）

ナビダイヤル 0570-001-339（IP電話等からは 042-303-1553）

<https://www.jisedai-points.jp/>

## 令和2年国勢調査への協力をお願い

総務省統計局から全宅連を通じ、会員の皆様へ国勢調査への協力依頼がありましたので、ご協力をお願い致します。

#### 記

総務省統計局では、令和2年国勢調査の実施に当たり、本年から、調査員が担当する区域を決めるための世帯数の確認や調査員を募集するための広報など、調査に関する準備事務を地方公共団体と連携して行うこととしています。

つきましては、以下の事項について、地方公共団体から依頼があった際には、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

#### ○マンションの居住世帯数の確認等

（実施時期：令和元年6月～令和2年9月頃）

調査区の設定に当たり、市区町村職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問い合わせしたりすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### ○マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦

（実施時期：令和元年8月～令和2年7月頃）

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市区町村から調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等から調査員を推薦いただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、平成27年国勢調査からマンションを管理する会社等が、市区町村との契約により調査員の事務を請負うこともできるようになりました。

#### ○マンション内の掲示板へのポスターの掲示

（実施時期：令和元年8月～令和2年6月頃）

マンションの居住者の方々に、国勢調査を実施することの事前周知を図るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、ご理解とご協力をお願いします。



## 宅地建物取引士資格試験

- 試験実施日 令和元年10月20日(日) 午後1時～午後3時  
登録講習修了者は午後1時10分～午後3時
- 試験会場 鹿児島大学(郡元キャンパス)  
※試験会場は追加・変更をすることがあります。
- 受験申込方法 インターネット(<http://www.retio.or.jp>) 又は受験申込書を郵送
- 受験申込  
インターネット: 令和元年7月1日(月) 9:30～  
受付期間 7月16日(火) 21:59まで
- 受験料 7,000円
- 受験案内・  
申込書配布期間 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)
- 及び配付場所 紀伊國屋書店(アミュプラザ鹿児島)、ブックスマスミオプシア店、  
ジュンク堂書店(鹿児島店)、丸善(天文館店)、くまざわ書店(鹿屋店)、  
ブックセンターリリーズ(国分店・始良店)、明屋書店(川内店)、県土木  
部建築課、県支所、県地域振興局、宅建協会本部・支部で配布
- 合格発表 令和元年12月4日(水)

お問い合わせ先/(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 TEL099-252-7111 <http://www.k-takken.com>

## 不動産コンサルティング技能試験

- 試験実施日 令和元年11月10日(日) 択一式試験及び記述式試験
- 試験地 札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・  
沖縄の12地区
- 受験申込受付期間 令和元年8月1日(木)～9月17日(火)
- 受験申込方法 (公財)不動産流通推進センターのホームページからのWeb申込みのみ
- 受験料 31,000円(消費税含む)
- 合格発表 令和2年1月10日(金)

お問い合わせ先/(公財)不動産流通推進センター TEL03-5843-2079 <https://www.retpc.jp/>

## 宅地建物取引士証交付講習会のご案内

宅地建物取引士証の交付申請をしようとする者及び、その有効期限の更新申請をしようとする者は、交付の申請前6ヶ月以内に行われる都道府県知事の指定する講習(法定講習)を受講しなければなりません。

更新の対象者には、講習実施日時・申込手続などを示した案内通知をお送りします。

※住所変更があった場合、届出を怠りますと案内通知が届きませんので、必ず変更手続きを行ってください。

- 講習日: 令和元年7月24日(水)、8月21日(水)、9月18日(水)、11月6日(水)、  
12月11日(水)、令和2年1月22日(水)、2月26日(水)

お問い合わせ先/(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 研修部 TEL099-252-7111

## 宅建協会・保証協会・不動産会館 休業日のお知らせ

8月14日(水)・15日(木)は、宅建協会・保証協会・支部事務所・不動産会館の業務を休業致します。ご理解とご協力をお願い致します。

## 災害への備え

災害はいつどこで発生するかわかりません。身近なところで、今年5月に、日向灘で最大震度5弱の地震が発生し、また、屋久島では記録的な大雨により300名以上の登山者が孤立する土砂災害が発生しました。

このような自然災害について、鹿児島県のホームページの「危機管理・防災」では、様々な情報を掲載しています。今回はその中の「もしものときの心得」を紹介致します。

### もしものときの心得

#### 台風や大雨のときは

- ◎台風情報を注意深く聞く
- ◎むやみに外出しない
- ◎停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの準備
- ◎避難に備えて非常持出品の準備
- ◎断水に備えて飲用水や生活水の確保
- ◎浸水の恐れのあるところは、家財道具などを高い場所へ
- ◎病人や乳幼児、障害者などを安全な場所へ
- ◎避難勧告が出ていなくても、危険を感じたら自主避難を



#### 地震が起きたら

- ◎あわてず、さわがず冷静に
- ◎まずわが身の安全を確保
- ◎揺れが止まったら、すばやく火の始末
- ◎逃げ道の確保
- ◎火が出たら消火を
- ◎避難のときは、落下物に注意
- ◎狭い路地や塀ざわ、がけ、川べりに近寄らない
- ◎避難は徒歩で
- ◎荷物は最小限に
- ◎みんなで協力して応急救護
- ◎正しい情報をつかむ



#### 津波から身を守るには

- ◎強い地震や長い時間の揺れを感じたら、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難
- ◎津波注意報が発表されたら、海岸にいる人は、ただちに海岸から離れる
- ◎津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- ◎津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまで海岸に近づかない



## 協会ホームページ ニュース&トピックス情報

最近、協会ホームページのニュース&トピックスに掲載された情報は次のとおりです。詳細はホームページをご覧ください。

### 会員向け

- 【ホームページ利用状況（6月分掲載）】
- 【不動産コンサルティング専門教育開催のご案内(申込締切：9月6日まで)】
- 【鹿児島県コンサルティング協会主催 研修会・懇親会のご案内】
- 【家賃収納管理業務の取り扱いを開始】
- 【書籍「宅建業者のための民法改正と不動産取引」会員皆様へ7月末お届け予定】
- 【不動産契約書及び重要事項説明書書式に係る無料電話相談の実施】
- 【宅建協会 変更届出書式のダウンロードについて】
- 【宅建協会 廃業届出書式のダウンロードについて】
- 【「経済センサス基礎調査」の実施について】
- 【民法（債権法）改正にかかる不動産実務セミナー実施について（お知らせ）】
- 【土地取引時の公共下水道受益者負担金の納入確認・説明等について（指宿市）】

### 一般向け

- 【屋外広告物適正化旬間の実施について】
- 【「建築基準法の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について】
- 【不動産コンサルティング専門教育開催のご案内(申込締切：9月6日まで)】
- 【鹿児島県コンサルティング協会主催 研修会・懇親会のご案内】
- 【開業支援セミナー開催予定のお知らせ】
- 【国際不動産カンファレンス（IREC）2019への参加登録、スポンサー・ブース展示募集のお知らせ】
- 【ブロック塀等の安全性の確認等実施要領の周知について】
- 【先進的な空き地対策の二次募集を開始！～専門家やNPO等による取組を支援します～】
- 【所有者不明土地を活用する先進的取組の二次募集を開始】
- 【「あなたの不動産、税金は」の発刊について】

協会ホームページは、今年2月にデザイン変更や新機能追加等のリニューアルを行いました。

主な内容は、トップページや物件詳細情報のレイアウト変更、行事カレンダーの新設、画像登録枚数の増加、シート・Youtube動画の登録機能、各物件にQRコード追加、検討中リストの追加機能、検索エリアの見直しなど。

# 宅地建物取引業者・宅地建物取引士 統計情報

## ①宅地建物取引業者数の推移（免許種類・組織別）

	大臣免許			知事免許			合 計		
	法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計
H22.3.31	2,151	2	2,153	102,466	21,963	124,429	104,617	21,965	126,582
H23.3.31	2,123	1	2,124	102,482	21,226	123,708	104,605	21,227	125,832
H24.3.31	2,130	2	2,132	101,611	20,179	121,790	103,741	20,181	123,922
H25.3.31	2,136	1	2,137	101,027	19,346	120,373	103,163	19,347	122,510
H26.3.31	2,197	1	2,198	101,218	18,711	119,929	103,415	18,712	122,127
H27.3.31	2,270	1	2,271	102,200	18,160	120,360	104,470	18,161	122,631
H28.3.31	2,356	1	2,357	103,273	17,619	120,892	105,629	17,620	123,249
H29.3.31	2,430	1	2,431	104,064	16,921	120,985	106,494	16,922	123,416
H30.3.31	2,503	2	2,505	105,015	16,262	121,277	107,518	16,264	123,782
H31.3.31	2,566	3	2,569	106,234	15,648	121,882	108,800	15,651	124,451

## ②免許権者別・組織別・免許業者・従事者・専任宅地建物取引士一覧（平成31年3月31日現在）

	法 人			個 人			合 計		
	免許業者	従事者	専任取引士	免許業者	従事者	専任取引士	免許業者	従事者 (1業者平均)	専任取引士 (1業者平均)
大臣免許	2,566	176,043	52,438	3	11	6	2,569	176,054 (68.5)	52,444 (20.4)
全国の知事免許	106,234	368,313	144,371	15,648	26,615	16,101	121,882	394,928 (3.2)	160,472 (1.3)
うち福岡県	4,394	16,547	6,222	920	1,723	962	5,314	18,270 (3.4)	7,184 (1.4)
うち佐賀県	364	1,188	435	129	215	129	493	1,403 (2.8)	564 (1.1)
うち長崎県	713	2,427	894	272	499	284	985	2,926 (3.0)	1,178 (1.2)
うち熊本県	1,289	4,196	1,559	344	569	350	1,633	4,765 (2.9)	1,909 (1.2)
うち大分県	781	2,345	966	110	185	114	891	2,530 (2.8)	1,080 (1.2)
うち宮崎県	659	2,358	891	282	454	285	941	2,812 (3.0)	1,176 (1.2)
うち鹿児島県	1,089	3,843	1,408	493	802	501	1,582	4,645 (2.9)	1,909 (1.2)
うち沖縄県	1,255	5,432	1,796	336	711	353	1,591	6,143 (3.9)	2,149 (1.4)
合 計	108,800	544,356	196,809	15,651	26,626	16,107	124,451	570,982 (4.6)	212,916 (1.7)

## ③宅地建物取引士資格登録者・取引士証交付者一覧（平成31年3月31日現在）

	取引士資格登録者数			取引士証交付者数			取引士証交付者のうち宅建業従事者		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
全 国	788,860	261,202	1,050,062	384,005	130,728	514,733	242,402	75,115	317,517
福 岡 県	31,223	11,204	42,427	16,262	6,228	22,490	9,133	3,076	12,209
佐 賀 県	2,472	697	3,169	1,257	405	1,662	702	226	928
長 崎 県	4,700	1,696	6,396	2,440	929	3,369	1,351	463	1,814
熊 本 県	6,870	2,664	9,534	3,603	1,473	5,076	2,229	842	3,071
大 分 県	4,317	1,448	5,765	2,233	845	3,078	1,155	407	1,562
宮 崎 県	4,066	1,241	5,307	2,068	693	2,761	1,168	386	1,554
鹿 児 島 県	6,864	1,688	8,552	3,543	973	4,516	2,235	532	2,767
沖 縄 県	6,777	2,455	9,232	3,893	1,472	5,365	2,116	686	2,802